



呉市立小・中学校

平成30年11月発行

# 共同事務センターだより 第7号

担当：吉浦共同事務センター

朝夕と日中の気温差が大きい時期です。体調に気を付けましょう。

今回は年末調整についてお知らせします。年末調整とはその年に納めるべき所得税を正しく計算し、徴収又は還付する手続きです。また同時に次年の税徴収の基となる申告も行います。



**提出締切 11月9日(金)**

## 平成30年から変わる事項

- 従来、兼用様式であったものが、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式となりました。
- 給与所得者の合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合収入金額が1,220万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。
- 扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者**に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（写）内容を確認し、異動があれば記載・押印してください  
※異動の有無にかかわらず提出してください

## ☆ 提出前にチェック！！

- ・平成30年中に前職がある職員はその期間の源泉徴収票が必要です。  
1月以降に非常勤講師、アルバイトをしていた等、該当される方は源泉徴収票の取り寄せをお願いします。
- ・**源泉控除対象配偶者**とは、職員（所得見積額が900万円以下の人に限る。）と生計を一にする配偶者で、所得の上限は85万円です。（給与収入150万円以下）
- ・扶養親族の所得額の上限は38万円です。  
給与収入103万円以下、年金収入158万円（65歳未満108万円）以下が該当します。

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書 申告書の裏面と下記を参考に記入してください

平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

氏名(氏名) フリガナ(フリガナ) 印  
広島東 広島市 広島市 広島市  
住所(住所) 広島市中区基町10-52 郵便番号(郵便番号) 750-0001

【生命保険】  
契約者が職員以外でも、受取人が職員又は配偶者や親族となっており、職員が保険料を支払った場合は申告可能

【地震保険】  
1つの契約が、地震と旧長期どちらにも該当する場合は、いずれかを選択して申告

自身や生計を一にしている親族の国民年金保険料、国民健康保険料等を支払った場合に記入  
国民年金保険料の支払い先は「厚生労働省」 証明書の添付も忘れずに！

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金を年末調整する場合はここに記入

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

申告書の裏面と下記を参考に記入してください

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 広島県知事  
 給与の支払者の名称(氏名) 〇〇(ガナ)の氏  
 給与の支払者の法人番号  
 給与の支払者の所在地(住所) 〇〇の住居

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 5,100,000円 判定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円以下(C) 区分 I A

配偶者の氏名 奥市 花子 生年月日 50年5月5日 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 520,000円 区分 II 3

あなたの所得の権収入金額等(1) 7,000,000円 必要経費等(2) 1,900,000円 所得金額(3) 5,100,000円  
 配偶者の所得の権収入金額等(1) 1,170,000円 必要経費等(2) 650,000円 所得金額(3) 520,000円

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載

申告書裏面の「3所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載

平成30年中の収入金額 ※配偶者の収入額が確定していない場合は、えんぴつ書きし、確定後すぐに事務職員へ

申告書裏面の「3所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載

区分 II		④(※3の見積額を参照してください。)									
	①	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下
区分 I A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
区分 I B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
区分 I C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

配偶者控除の額 〇円  
 配偶者特別控除の額 380,000円

記載例の場合、区分 I がA、区分 II が③のため、対象となる控除は配偶者特別控除となり、控除額は380,000円になります。

平成30年分 住宅借入金等特別控除申告書

対象者はつぎの書類を提出してください

- 住宅借入金等特別控除申告書（税務署から受け取った用紙）  
 ※様式中に個人番号欄があっても記入はしないでください。
- 借入金の年末残高等証明書（金融機関等が発行）  
 なお、借入金の借換えをした場合は、借換え直前の残高がわかる書類も必要です。

平成31年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

申告書の裏面を参考に記入してください

記入にあたり不明な点は事務職員にお尋ねください。

サービス「一問一答！」



Q 年次有給休暇として届出がなされて成立し、既に使用した日について、事後において、他の特別休暇（例えば病気休暇）に振り替えることはできるか。

A 年次有給休暇は届出事由を問わないものであるから、それが他の特別休暇の承認事由に該当するものであっても、使用後においては、特別休暇に振り替えることはできない。